

令和5年2月20日
近畿管区行政評価局**薬剤師国家試験の受験資格を取得するための大学院博士課程の
コースにおける一部期間の奨学金申込みを認めてほしい。**

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、独立行政法人日本学生支援機構にあっせん —

総務省近畿管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：藪野恒明元大阪弁護士会会長）の意見を踏まえて検討した結果、薬剤師国家試験の受験資格を取得するための大学院博士課程のコースにおける一部期間について、貸与奨学金の申込資格を認める方向で検討するよう、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）にあっせんしました。

きっかけとなった行政相談の内容

A国立大学には、薬学部の研究職等の養成などを目的とした学科を卒業した後、薬剤師国家試験の受験資格の取得を目指す学生のために、大学院博士課程の標準修業年限3年間に薬学実務実習を履修する1年間を加えた、計4年間の在学が必要なコースが設けられている（平成18～29年度までの間の大学入学者に対する経過措置）。

しかし、本コースの博士課程の4年目は標準修業年限を超える1年間に当たることから、「留年」の扱いとなり、成績が良好、不振にかかわらず、日本学生支援機構の無利息で貸与される第一種奨学金の申込資格がない。

本コースの博士課程4年目も申込資格を認めてほしい。

分かったこと ※ 詳細は別紙参照

- ① 本コースの必要在学年数が博士課程の標準修業年限3年を超過するのは、「薬学実務実習」の履修が必須かつ専念して履修する必要があるため。
- ② 現行、第一種奨学金は、有利息で貸与される第二種奨学金と異なり、標準修業年限を超える期間の貸与は不可としており、必要在学年数4年の全期間の貸与も不可。
- ③ 同様のコースを設けている他大学においても、当該コース4年間の全期間で第一種奨学金を貸与する必要性がうかがわれる状況あり。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ独立行政法人日本学生支援機構にあっせん**《あっせんの内容》**

日本学生支援機構は、薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条に基づき、大学院博士課程（標準修業年限3年）に設けられた薬剤師国家試験の受験資格を取得するための経過措置コース（必要在学年数は最低4年）に在学する学生に対する第一種奨学金の貸与について、大学等からの申出を待たずに規程等の解釈を精査した上で、学生側に落ち度（成績不振等）がなく、標準修業年限を超えていても必要在学年数の4年以内の申込みである場合には、その申込みを可能とする方向で検討すること。

また、大学関係者にその検討結果が確実に伝わるよう周知に努めること。

＜制度の概要＞

① 医療の高度化・複雑化、高齢社会の到来、医薬分業の進展など薬剤師を取り巻く環境が大きく変化していること等を踏まえ、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育については、教養教育、医療薬学、実務実習を充実し、臨床に係る実践的な能力を培うことができるよう、平成16年に学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正され、18年4月1日から、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育の修業年限が4年から6年に延長された。

併せて、平成16年に薬剤師法（昭和35年法律第146号）が一部改正され（18年4月1日施行）、薬剤師国家試験の受験資格についても見直しが行われた。主な見直し内容は i 及び ii のとおり。

i) 薬剤師国家試験の受験資格を修業年限6年の薬学の課程（以下「6年制課程」という。）を修めて卒業した者に与える。

ii) 大学の薬学教育においては、研究職等の養成などを目的とした修業年限4年の課程（以下「4年制課程」という。）も残されることから、経過措置として、4年制課程に続き修士課程を修了した者等が一定の要件を満たす場合は薬剤師国家試験を受けることができることとする等、所要の経過措置を設ける。

② 上記① ii の経過措置の一つとして、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条等において、大学に平成18年度から29年度までの間に入学し、薬学の正規の課程のうち修業年限を4年とする課程を修めて卒業し、かつ、薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより6年制課程を修めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に、薬剤師国家試験の受験資格を付与する旨が定められた。

これを受け、厚生労働省令（注1）及び厚生労働省局長通知（注2）によって、図表1のとおり厚生労働大臣による「認定」の対象要件等が定められ、薬学実務実習の履修は、4年制課程及び大学院における薬学の課程の在学期間以外の期間に専念して履修することとされており、大学は、学生が薬学実務実習を履修する期間として、あらかじめ1年間を見込んでいる。

なお、平成18年度以降の薬学教育の流れは図表2のとおり。

（注1）薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）

（注2）薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（平成17年12月26日付け薬食発第1226003号各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知）

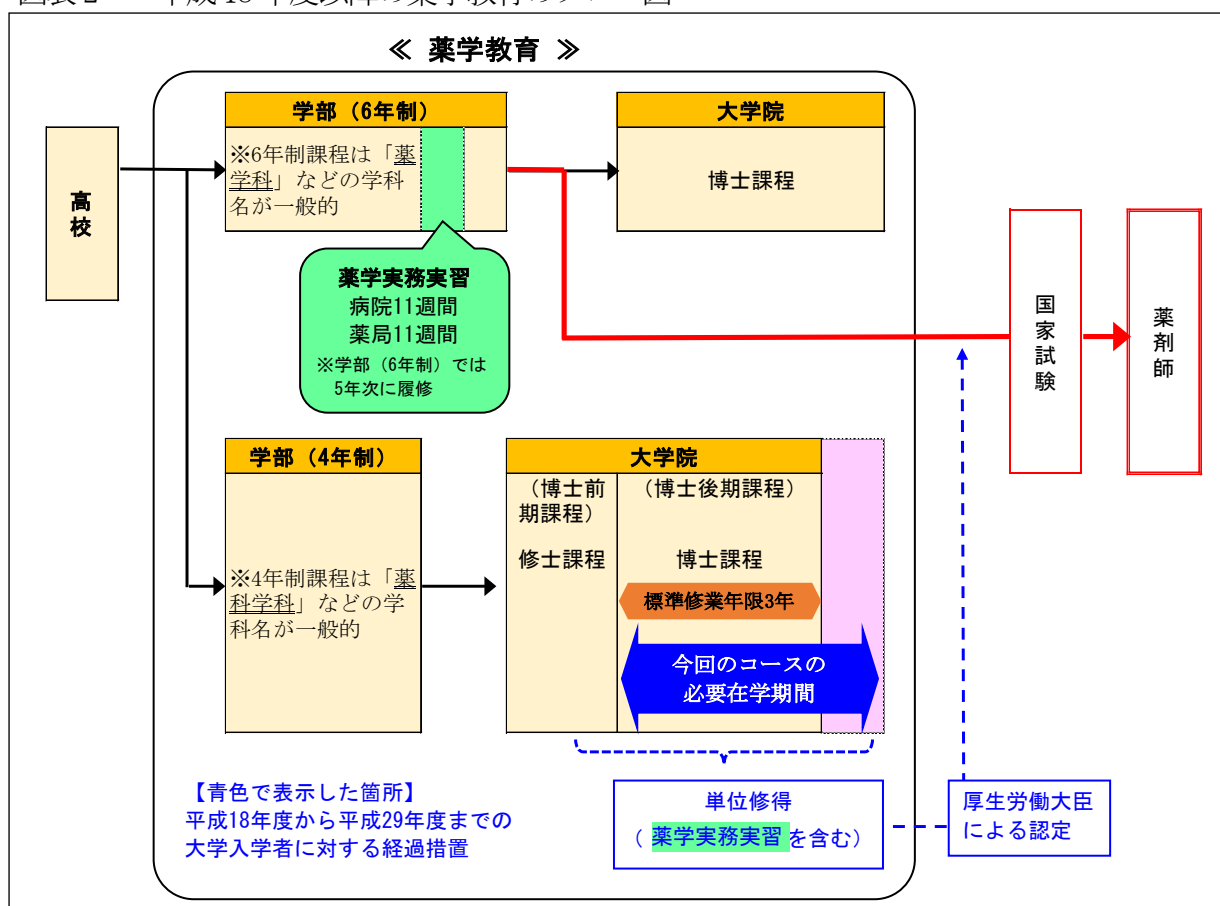
図表1 厚生労働大臣が6年制課程卒業者と同等以上の学力・技能を有するとして薬剤師国家試験受験資格を付与する認定対象者の要件等

◇ 平成18年4月1日以降に大学に入学した者で、以下の(1)～(5)の条件にすべて該当する場合は、申請により受験資格の認定を受けることができる。

- (1) 平成18年4月1日～30年3月31日の間に大学に入学していること。
- (2) 4年制課程を卒業していること。
※ 早期卒業（飛び級）している場合は不可
- (3) 薬学の修士課程又は博士課程を修了していること。かつ、2年以上在学していること。
- (4) 6年制課程の卒業に必要な単位を修得すること。
※ 実務実習を履修する大学の6年制課程卒業に必要な単位を修得すること。
※ 大学に入学してから12年以内に、全ての単位を修得すること。
- (5) 実務実習は専念して履修すること。
※ 4年制課程在学中及び(3)の要件となる修士課程又は博士課程在学中に、実務実習を履修することはできない。

（注）厚生労働省令及び厚生労働省局長通知に基づき、当局が作成した。

図表2 平成18年度以降の薬学教育のフロー図



(注) 当局の調査結果による。

<近畿管区行政評価局の調査結果>

- ① 前ページ「制度の概要」欄の②の経過措置により、大学院博士課程（標準修業年限3年）に在学して同課程の修了及び薬剤師国家試験の受験資格の取得を目指す場合、履修が義務づけられている「薬学実務実習」は専念して履修する必要がある。また、薬学実務実習を履修するため、前ページ「制度の概要」欄の②のとおり、あらかじめ1年間を見込む必要があり、制度上、標準修業年限3年に薬学実務実習に要する期間（1年）を加えた計4年の在学が必要となっている。

しかし、標準修業年限を超えて在学する期間は「留年」と判断されることから、大学院博士課程（標準修業年限3年）に在学して薬剤師国家試験の受験資格の取得を目指す今回のようなコース（カリキュラム）の場合、成績内容に関わらず、1年間は留年することになる。

- ② 日本学生支援機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資として貸与する資金として、無利息の学資貸与金（第一種奨学金）と利息付きの学資貸与金（第二種奨学金）を設けている。同機構の説明は次のとおり。

- ・ 第一種奨学金は、「特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学に困難があると認定された者」を対象としており、第二種奨学金と比べ厳しい申請条件としている。
- ・ 貸与期間の終期は、第一種奨学金は「正規の修業年限を満了した月」、第二種奨学金は「修業年限の終期」としている。

このように終期が異なるのは、第二種奨学金は、留学による場合や長期履修課程による場合等において、在学学校長が特に必要と認める場合に限り、標準修業年限を超過しても1年の範囲内で貸与の延長を可能としているためである。

- ・ 今回の行政相談のケースでは、仮に、第二種奨学金を博士課程の3年間貸与を受け、4年目の1年間も貸与を希望した場合は、大学における履修課程の状況及び関係法令等の規定内容を総合的に勘案した上での判断となるが、4年目の1年間、貸与延長する可能性はあったものと

考えられる。

一方、第一種奨学金は、奨学生からの返還金のほか、国の財政状況が厳しい中、一般会計からの借入金を原資としており、標準修業年限を超過した貸与を認めていないため、「正規の」修業年限を満了した月までとしている。したがって、標準修業年限を超過した期間の貸与延長を認めることはできない。

- ・ しかし、今回の行政相談を受け、大学院博士課程における薬学実務実習等の履修のための1年間は、厚生労働省令第1条第1項第5号による薬学実務実習に専念して履修する期間であること及び今回のコースの薬学実務実習は博士課程在学者が在学中に限って履修可能なものであることが判明した。

このため、大学院博士課程（標準修業年限3年）に設けられた薬剤師国家試験の受験資格を取得するための経過措置コース（必要在学年数は最低4年）について、4年目の1年間は、次のiかつiiの場合に限り、奨学金の種類を問わず申込みを可能とするよう新たに判断した。

i 学業成績が留年に該当しないこと

ii 貸与期間が大学院設置基準の定める標準修業年限内（最大3年間）であること

- ・ 上記内容は、A国立大学と同様に、標準修業年限3年の大学院博士課程に設定された必要在学年数4年のコースに在学する他大学の大学院生にも適用するため、令和4年11月4日に機構ホームページに掲載した。

- ③ その一方で、日本学生支援機構は、第一種奨学金の貸与期間はあくまでも標準修業年限内（最大3年間）を原則とするため、当該コースの必要在学年数4年間の全期間を対象とした奨学金の貸与は不可としており、学生側に落ち度（成績不振等）がないにもかかわらず、標準修業年限を超過した期間について、必要在学年数内であっても奨学金を申し込むことができない状況は解消されていない。

また、当局が当該コースを設けている複数の国公立大学を調査したところ、他大学においても当該コース4年間の全期間で第一種奨学金を貸与する必要性がうかがわれる状況が確認された。

<行政苦情救済推進会議における主な意見>

- 今回のコースでは、成績にかかわらず、必然的に4年間在学する必要があるため、学生が4年間奨学金を必要とした場合は、貸与するというのが本来の姿ではないかと思う。機構は、「大学からの申出により」などの条件を付けずに、奨学金を受ける資格はあると言い切ってよいのではないか。他の学部にも類似の状況があり比較検討が必要とは思いますが、こういった形で相談事例があった以上、今回のコースについては検討を求めたい。
- 今回のコースは経過措置であり、将来、永久に続いていく制度をどうするかという検討ではないため、経過措置は経過措置として救済されればよいと考える。
- 日本学生支援機構は、現状のホームページ掲載内容を、もう少し分かりやすくする必要がある。また、同機構は、今回の付議事案に関する内容についても、もう少し前向きに学生・大学関係者への周知をすべきと考える。
- 日本学生支援機構は他学部・類似のコースとの整合性も踏まえながら検討することが予想され、すんなりと実現するかといえば、難しいのではないかとと思われる。ただ、こちらから意見を申し上げる意義はあると考える。
- 奨学金制度は学生への経済的な面からの援助で、大学で奨学金を利用している学生が相当数いるなどの現状を見ると、こういった第一種奨学金の拡充や発展も必要ではないかと思う。
今回の事案を含めて、そういったところに先々結びつけられるような提案を視野に入れて、あっせんの方向で進めてもらいたいと考える。

【近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議】

行政相談事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情に対する救済を効果的に推進することを目的としたもの（昭和57年7月発足）

《構成員》（令和4年11月30日時点）

(座長) 藪野 恒明 弁護士、元大阪弁護士会会長
黒川 芳朝 社会福祉法人大阪水上隣保館理事長、元大阪府教育委員会教育長
白井 文 前一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事、元尼崎市長
白國 哲司 近畿行政相談委員連合協議会会長
砂田 八壽子 NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
藤原 幸則 大阪経済法科大学経済学部教授
山谷 清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（加藤、小藤）

電話：06-6941-8166

E-mail：knk32@soumu.go.jp

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

